

住民投票制度行政素案の答申に向けて（案）

平成26年6月18日

1 市民自治推進会議における審議について

- 住民投票に付することができない事項のうち「市の権限に属さない事項」については、市民自治推進会議における検討状況を市民に公表（報告）する。
- 行政素案の内容、市民自治推進会議における検討の状況その他住民投票制度については、様々な機会を通じた市民への周知を検討する。また、行政素案については、市民からの意見を十分に踏まえた上で答申する。

2 市民自治推進会議による住民投票制度の市民周知について

市民自治推進会議における検討状況を市民に公表（報告）した後、最終的に答申するまでの間は、次の市民周知により市民からの意見を把握することを基本とする。

- まちかどミーティング等における市民への説明
- 市民自治推進会議による任意の意見募集
- その他市民意見を把握するために必要な方策

（市民自治推進会議による説明会、意見交換会等の開催）

3 今後の日程について（予定）

7月 市民自治推進会議における検討状況の公表（報告）

8月下旬～11月中旬 まちかどミーティング